

松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、空き家の増加を抑制するとともに、移住・定住を促進し、もって地域の活性化を図るため、松浦市空き家バンク実施要綱（平成30年松浦市告示第24号。以下「実施要綱」という。）第5条の規定により空き家バンクに登録された物件（以下「登録物件」という。）の改修等に対し、予算の範囲内において空き家バンク利活用推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、松浦市補助金等交付規則（平成18年松浦市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、登録物件の所有者等（空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸借等を行うことができる者。以下「所有者等」という。）及び所有者等との間において、登録物件の改修等に関して書面による承諾が得られている者とする。ただし、あっせん及び仲介等を目的とした業務を行う者並びに市税等を滞納している者を除く。

(補助対象物件)

第3条 補助金の対象となる物件（以下「補助対象物件」という。）は、登録物件であって、補助金の申請年度内に売買又は賃貸借等に関する契約が締結され、3年以上の利活用が見込まれるものとする。

2 補助対象物件を店舗として利活用する場合は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業を行ってはならない。

3 補助対象物件が、3年以上利活用されず空き家となった場合は、補助金の交付日から起算して3年が経過するまでの間、当該登録物件を他の目的で使用してはならない。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとし、市内の施工業者を利用し、かつ、補助金の申請年度内に完了するものとする。

- (1) 台所、風呂及びトイレ等の改修
- (2) 内装、屋根、外壁等の改修
- (3) 家財道具等の処分、屋内の清掃
- (4) 不要物の解体及び撤去等
- (5) その他利活用するために必要な改修等

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用の2分の1に相当する額とし、そ

の額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一の登録物件について1回限りとする。

(補助金の申請及び交付の決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添えて、補助対象事業の施工前までに市長に提出するものとする。

- (1) 登録物件の所有者等を明らかにできる書類(登記事項証明書等の写し)
- (2) 登録物件の改修等に要する経費を明らかにできる書類(見積書、契約書等の写し)
- (3) 市税等の滞納がない旨の証明書等
- (4) 登録物件の改修に係る施工前の写真
- (5) 登録物件の売買又は賃貸借等に関する契約書類(確約書等の写し)
- (6) 登録物件の改修に係る所有者等の承諾書(様式第2号)の写し(ただし、補助対象者が所有者等である場合を除く。)
- (7) その他市長が特に必要と認める書類等

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により補助金の申請をした者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定の際、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(交付決定内容の変更及び承認)

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容に変更が生じる場合は、松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金変更交付申請書(様式第4号)に前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し、適当であると認めるときは、松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告及び額の確定)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付決定年度の末日までのいずれか早い日までに、松浦市空き家バンク利活用推進事業実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要した経費を明らかにできる書類(領収書等の写し)
- (2) 補助対象事業の施工中及び施工後の写真
- (3) 登録物件の売買又は賃貸借等に関する契約書類(契約書等の写し)

(4) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する報告書の提出があったときは、報告の内容を審査し、補助金の交付条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金交付確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助事業者は、前条第2項に規定する通知を受けた場合は、速やかに、松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助事業者に補助金を交付するものとする。

（検査等に対する協力）

第10条 補助事業者は、この告示による補助金の交付等に関し、市長が必要な検査、調査等を行うときは、これに協力しなければならない。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。

(2) 補助対象事業を市長の承認なく変更し、又は中止したとき。

(3) 提出書類の虚偽の記載等不正な行為があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、この告示に違反する行為があったとき。

（補則）

第12条 他の公的補助金等の対象となる事業は、補助対象となる部分が明確に区分することができる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分についてのみ、補助対象事業とすることができる。

2 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

3 補助事業者は、補助対象事業の状況及び経費の収支その他補助対象事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

4 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年度 松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金交付申請書

年 月 日

松浦市長 様

住 所
氏 名 ⑩
電話番号

年度松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金の交付を受けたいので、松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 登録物件の所在	松浦市 町	
2 事業の内容		
3 改修等の金額	円	【市記入欄】 補助対象額 円
4 同意事項（※）	私（申請者）及び世帯員の全ては、私及び世帯員の住民記録の状況、市税等の納付状況及び他の公的補助金等の適用状況について、市長が関係部署に報告を求めることに同意します。	
5 添付書類等	<input type="checkbox"/> 登録物件の所有者等を明らかにできる書類（登記事項証明書等の写し） <input type="checkbox"/> 登録物件の改修等に要する経費を明らかにできる書類（見積書、契約書等の写し） <input type="checkbox"/> 市税等の滞納がない旨の証明書等 <input type="checkbox"/> 登録物件の改修に係る施工前の写真 <input type="checkbox"/> 登録物件の売買又は賃貸借等に関する契約書類（確約書等の写し） <input type="checkbox"/> 登録物件の改修に係る所有者等の承諾書の写し（所有者等以外の場合） <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める書類等	

※この同意事項によって、申請者及び世帯員の全てが当該事項に同意したものとみなします。

登録物件の改修等に係る所有者等の承諾書

(賃貸人) 住所
氏名

様

(賃借人) 住所
氏名

印

私が賃借する下記1の物件の改修等を、下記2及び3のとおり行いたいので承諾願います。
また、賃貸借契約終了後の原状回復義務の免除についても承諾願います。

記

1 物件	名称	
	所在地	松浦市 町
	構造	
	面積	
2 改修等の概要	別紙のとおり	
3 費用の負担等	※改修等に係る費用は、全て賃借人が負担します。 ※改修等に係る造作買取請求権を放棄し、賃貸借契約終了後の退去の際も改修等に要した費用を賃貸人に一切請求しません。	

承諾書

上記について承諾いたします。

また、賃貸借契約終了後の原状回復義務については免除いたします。

(備考

)
年 月 日

(賃貸人) 住所
氏名
電話番号

印

(注意)

- 賃借人は、本承諾書の点線から上の部分を記載し、賃貸人に2通提出してください。賃貸人は、承諾する場合には本承諾書の点線から下の部分を記載し、1通を賃借人に返還し、1通を保管してください。
- 1の欄は、賃貸借契約書を参考にして記載してください。
- 改修等の概要を示した書類（見積書等の写し）を添付する必要があります。
- 承諾に当たっての確認事項等があれば（備考）欄に記載してください。

様式第3号（第6条関係）

松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金交付決定通知書

松浦市指令 第 号
年 月 日

様

松浦市長 ⑩

年 月 日付けで交付申請のあった松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金については、松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付決定の内容 松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金の交付
- 3 物件の所在地 松浦市 町
- 4 その他 松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金交付申請書記載のとおり
- 5 交付決定に付した条件
 - (1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならない。
 - (2) 補助対象事業の内容が変更となった場合においては、速やかに松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金変更交付申請書を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

様式第4号（第7条関係）

松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金変更交付申請書

年 月 日

松浦市長 様

住所
氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け松浦市指令 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請事項を変更したいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 登録物件の所在	松浦市 町	
2 変更の内容		
3 交付決定通知額	円	【市記入欄】 変更後補助対象額 円
4 添付書類等	<input type="checkbox"/> 登録物件の所有者等を明らかにできる書類（登記事項証明書等の写し） <input type="checkbox"/> 登録物件の改修等に要する経費を明らかにできる書類（見積書、契約書等の写し） <input type="checkbox"/> 市税等の滞納がない旨の証明書等 <input type="checkbox"/> 登録物件の改修等に係る施工前の写真 <input type="checkbox"/> 登録物件の売買又は賃貸借等に関する契約書類（確約書等の写し） <input type="checkbox"/> 登録物件の改修等に係る所有者等の承諾書の写し（所有者等以外の場合） <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める書類等	

様式第5号（第7条関係）

松浦市指令 第 号
年 月 日

様

松浦市長 ⑩

松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け松浦市指令 第 号で決定を通知した松浦市
空き家バンク利活用推進事業補助金については、松浦市空き家バンク利活用推進事業
補助金交付要綱第7条第2項の規定により下記のとおり変更しましたので通知します。

記

1 補助金の額 金 円

2 変更の理由

様式第6号（第8条関係）

松浦市空き家バンク利活用推進事業実績報告書

年 月 日

松浦市長 様

住所
氏名 ⑩
電話番号

年 月 日付け松浦市指令 第 号で交付決定を受けた改修等が完了したので、松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて、次のとおり報告します。

1 登録物件の所在	松浦市 町	
2 改修等の内容		
3 改修等の期間	着工年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日	
4 改修等の金額	円	【市記入欄】 補助対象額 円
5 添付書類等	<input type="checkbox"/> 登録物件の改修等に要した経費を明らかにできる書類（領収書等の写し） <input type="checkbox"/> 登録物件の改修等に係る施工中及び施工後の写真 <input type="checkbox"/> 登録物件の売買又は賃貸借等に関する契約書類（契約書等の写し） <input type="checkbox"/> その他市長が特に必要と認める書類	

【市確認欄】

上記のとおり、登録物件の改修等が完了したことを確認した。

年 月 日

職名（ ）氏名（ ⑩）

様式第7号（第8条関係）

松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

松浦市長 ⑩

年 月 日付けで実績報告のあった松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金については、松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付確定額 金 円

様式第8号（第9条関係）

松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金交付請求書

年 月 日

松浦市長 様

住所

氏名

⑩

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付確定を受けた標記補助金について、松浦市空き家バンク利活用推進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

金融機関名	
支店名	
預金の種類	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※申請者（補助事業者）名義の口座を記入してください。